

**住宅用火災警報器
日頃のチェックのお願い**

火災予防条例により、すべての住宅の寝室等への住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。次のことを定期的に行ってください。

- ・機器本体が汚れていると火災の煙を感知しにくくなるため、乾いた布や中性洗剤を浸して十分に絞った布で清掃する
- ・正常に作動するように点検・電池交換をする
- *住宅用火災警報器を設置していない場合は、速やかに設置してください
- *設置してから10年以上経過している場合は、機器本体を交換してください

☎予防課 974-0103、HP4594

**令和8年度越谷市主任介護支援
専門員研修受講支援事業補助金**

▶**内容**：法定研修(主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修)の受講料の一部を補助します。

※詳しくは市ホームページを参照

▶**申請期日**：6月17日(水)まで(郵送の場合必着)

▶**注意事項**：申請が予算を超えた場合は抽選

☎介護保険課 963-9305、HP119984

**「こども110番の家」のステッカー
を作成**

こども110番の家とは、こどもが危険を感じた時に、迷わずかけこめる場所です。

従来の「こども110番の家」の表示板に加え、令和8年度から、直径17cmサイズのステッカーを作成しました。警察官の服を着たガーヤちゃんのイラストが目印です。市内小・中学校のPTAに配付し、順次ステッカーが掲示されます。地域全体でこどもの安全を守りましょう。

☎生涯学習課 963-9283



道路冠水時の運転は控えましょう

冠水した道路を車両が走行すると波が発生します。車両による波は小さな津波と同じで、道路の構造や波の広がりによっては大きな波を引き起こし、家屋や歩行者へ甚大な影響を及ぼすことがあります。

また、道路冠水時に無理に走行すると、ドアの間隙などから浸水し、車両が故障の原因になります。命にかかわる事故につながるおそれがあるため、運転を控えましょう。

☎道路総務課 963-9201、HP88308

市役所にデジタル温湿度計を設置

本庁舎3階南側壁面に、新たにデジタル温湿度計が設置されました。

これは、創立50周年を迎えた越谷北ロータリークラブより寄贈されたもので、近年の異常な夏の暑さに対する健康管理の一助となるようにとの熱い思いが込められています。

☎庁舎管理課 963-9134

**ペットボトルキャップの
回収にご協力ください**

▶**回収拠点**：市役所、リサイクルプラザ、北部市民会館、南部出張所、各地区センター、市立図書館、中央・南部図書室、児童館コスモス・ヒマワリ、科学技術体験センター「ミラクル」

▶**対象**：飲料用ペットボトルのキャップ

▶**回収方法**：回収拠点に設置されている専用の回収ボックスにキャップのみを入れてください

☎リサイクルプラザ 976-5371、HP119416

犬の飼い主マナーアップ作戦

愛犬のふん尿放置・ノーリードなど、ほかの人に迷惑をかける行為は、飼い主として絶対にしてはいけないことです。ルールやマナーを守って、愛犬と楽しく暮らしましょう。

☎動物管理センター 969-8511、HP8045

**Sakura Lake(大相模調節池)に
新たな水辺エリアがオープン**



市・県・イオンモール(株)で連携して整備を進めてきたSakura Lakeの新たな水辺エリアが5月30日にグランドオープン。「LAKESIDE DINING(写真上)」と「LAKESIDE PARK(写真下)」の2つのエリアで、水辺の自然や景観を楽しみながら飲食やアクティビティを体験できます。6月13日(土)には、オープン記念のセレモニーとイベントが開催されます。

☎経済振興課 967-4680

令和8年度埼玉県介護支援専門員実務研修受講試験の試験案内の配布

▶**申込み・配布期間**：6月1日(月)～30日(火)

▶**配布場所**：介護保険課(第二庁舎1階)、越谷市社会福祉協議会(中央市民会館2階)、県高齢者福祉課、県福祉事務所、埼玉県社会福祉協議会(彩の国すこやかプラザ)。各施設開庁日のみ

▶**試験日**：10月11日(日)

* 申込方法など、詳しくは下記へ

☎(社福)埼玉県社会福祉協議会研修開発部ケアマネジャー業務課 048-824-3111(9:00～17:00。土・日・祝除く)

**人権それは愛 こどもの人権について
～こどもたちの笑顔と未来を守るために～**

こどものいじめは、度々ニュースでも報道されるように、現在も起きている深刻な人権問題です。その種類は多岐にわたり、からかいや無視、暴力、昨今ではSNS等での悪口など、周りから見えにくいいじめも増加しています。被害を受けたこどもは心や体に傷を負い、不登校になったり、こころの病気を抱えてしまったりする場合があります。

いじめは身近な問題であり、周りの大人がこどものちょっとした変化に気付いてあげることが大切です。家庭では、学校での様子や友達のことについて聞いたり、こどもの衣類が汚れている、持ち物が壊れている、元気がないなど、いつもと様子が違うと感じたら、まずはゆっくり話を聞いてあげましょう。

もし、いじめに気付いたら、ためらわず学校や相談窓口にご相談ください。

いじめは決して他人事ではありません。私たち一人ひとりの関心と行動が、こどもたちの笑顔と未来を守ることになります。家庭だけでなく地域全体で取り組み、いじめのない社会を目指していきましょう。

☎人権・男女共同参画推進課 963-9119、生涯学習課 963-9283

LiD(聴き取り困難症)・APD(聴覚情報処理障害)をさ存じですか？

「聞こえている」「聴力に問題がない」のに、「聞き取れない」「聞き間違いが多い」など、音声をことばとして聞き取るのが困難な症状(LiD(聴き取り困難症)、APD(聴覚情報処理障害))があります。

■ 聴力検査では問題ないと診断されたのに…こんな症状(例)はありませんか？

- ・雑音の中では話が聞き取れない
- ・複数の人との会話や音は同時に聞き取れない など

「もしかしてLiD(聴き取り困難症)、APD(聴覚情報処理障害)かも」と思ったら、まずはご自身の聴力に問題がないか、耳鼻咽喉科にご相談ください。

■ 安心して生活するために

現時点ではLiD(聴き取り困難症)、APD(聴覚情報処理障害)は原因や治療方法は研究段階です。しかし、周囲の理解と工夫次第で「聞き取りにくさ」を軽減できます。ひとりで抱え込まず、周り協力してよりよい環境を築いていきましょう。

■ ご本人ができる工夫の例

- ・聞き取りやすく、周りの動きも見やすい席に座る
- ・1対1で、ゆっくり、はっきり話してもらう
- ・会議などの資料は事前に準備してもらい予習する など

■ 周囲の方ができる工夫の例

- ・聞き取れないことを否定的にとらえない
- ・周囲の騒音をできるだけ抑え、個室などを準備する
- ・やや大きめの声でゆっくり、はっきりとした口調で話しかける など

☎障害福祉課 963-9164、HP112911